

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症に係る総務省等からの各種協力依頼につきまして、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、総務省から、下記の内容につきまして、資料の提供とともに会員への周知依頼がございました。

つきましては、各単位会におかれましても適切にご対応いただくとともに、所属会員にご周知いただきますようお願いいたします。

以上、ご理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○ 別添文書「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

別添は、令和4年1月31日に一部改正された厚生労働省による事務連絡であり、当該事務連絡においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、

- ・（感染者の）就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点（日数を経過した時点）で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。
 - ・（感染者の）就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。
 - ・濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はないこと。
- 等が分かりやすく整理されております。

国内での感染者数が増える中で、勤務を開始する従業員に対し、証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を求めることはお控えいただくよう、お願いいたします。

○ 抗原定性検査キットについて

また、資料はありませんが、令和4年1月28日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」においては、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日間を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されているところです。

濃厚接触者が5日目に職場復帰できるようにするためには、抗原定性検査キットが必要となりますが、政府としては、抗原定性検査キットは、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者の速やかな職場復帰に向けて使用することが重要と考えております。現状、抗原定性検査キットは、需給が逼迫しているところであり、濃厚接触者の待機期間短縮（7日から5日へ）のためにのみお使いいただきますようお願いいたします。

以 上

《別添》 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（令和4年1月31日一部改正・厚生労働省事務連絡）